

Nittel Communications 通信サービスご利用規約 2013年5月14日改定

この通信サービスご利用規約（以下「本規約」という）は、Nittel Communications Pty Ltd（以下「当社」という）が提供する携帯電話機やその付属機器、PC データ通信用機器、通信回線等のレンタルもしくは通信機器販売サービスとそれらの機器を用いた電気通信サービス（以下「本件サービス」という）の提供に関する契約（以下「本契約」という）の条件について定めます。

第1条 【契約の成立】

1. 本契約は本件サービスの契約を行う者（以下「契約者」という）が契約書に必要事項の記入と本規約への署名を行い、当社がそれを承諾したときに成立し、当社と契約者の間法的効力を有します。
2. 当社は契約内容により、当社が定める新規事務手数料 \$15 (+GST) を契約者に対し請求する権利を有します。
3. 当社は、契約時に契約者から当社が定めた保証金を徴収し、契約終了まで該当金額を保有する権限を有します。また、契約終了時に、該当金額その後発生しうるサービス利用料金の支払いに適用します。最終請求までの合計金額が保証金より多い場合、契約者によるその差額を追加請求できるものとします。また、最終請求までの合計金額が保証金より少ない場合、契約者による旨を通知した上で、当社指定の方法で精算を行います。
4. 当社は、契約者がクレジットカードを保持していない場合、契約時に第1条2項とは別に、契約保証金 \$100 を徴収し、契約終了まで該当金額を保有する権限を有します。また、契約終了時に、該当金額その後発生しうるサービス利用料金の支払いに適用します。最終請求までの合計金額が保証金より多い場合、契約者によるその差額を追加請求できるものとします。また、最終請求までの合計金額が保証金より少ない場合、契約者による旨を通知した上で、当社指定の方法で精算を行います。

第2条 【インターネットを通じた契約の成立】

契約者が当社のホームページより Web サイトを通して新規契約を申し込み場合、「本規約へ同意する」を選択する行為により、第1条に定める署名と同等の意味を持つものとします。

第3条 【契約者の義務】

契約者は、次に定める事項を遵守するものとします。
1. 本規約の定める全ての事項について、契約者は、一切の責任を負います。
2. 契約者と本件サービスを実際に使用する者（以下「利用者」という）が異なる場合、契約者は、利用者が本契約に関する各種手続きや通知を、当社との間で行う権限を有することを承認します。当社は、利用者の行う各種手続きや通知について契約者に連絡する義務を負いません。
3. 契約者は、利用者の本件サービスの利用や各種手続き、通知の結果生じうる一切の事柄について、その責任が契約者にあることを確認します。
4. 当社に提示する全ての情報の内容が正確であることを保証し、その内容に変更がある場合は、速やかに当社に連絡をします。
5. 契約者は、本人名義の有効なクレジットカードを保有し、その情報を当社に提示します。提示したクレジットカードが契約成立後に無効となるなど使用不能になった場合、有効なクレジットカード情報を再度届出するものとします。
6. 契約者は、本人名義の有効なクレジットカードを保持しなくなった場合、第1条4項が定める保証金 (Deposit) を支払うことを承認します。
7. 契約者、若しくは利用者は法令を遵守します。もし、法令に反し、第三者に対し何らかの損害を与えた場合、当社は一切の責任を負わないことを確認します。

第4条 【契約の継続】

本件サービスの契約期間は契約書に記入された最低ご利用期間となります。最低ご利用期間の経過後、本契約は、第5条と第6条が定める事由によって終了しない限り自動的に更新されます。

第5条 【当社による契約の終了】

当社は、以下の項に定める場合において、たとえ最低ご利用期間内であったとしても契約者・利用者にならんの通知無しに本契約を解除し、機器の返却を求めるとともに、その回収に関わる合理的な費用や第10条の定めるキャンセル料金、第11条の定める弁済費用を請求する権利を有します。

1. 当社が、契約者が契約を放棄したものとみなした場合
2. 契約者または利用者が、法令又は本契約内容に反している事実が認められた場合
3. 本契約に基づいて発生する全ての料金（以下「サービス利用料金」という）が連続する6ヶ月の間発生せず、かつ契約者、若しくは利用者が6ヶ月間連絡が取れない場合
4. 当社が請求するサービス利用料金の請求日の翌月末の時点で、契約者による債務履行が確認できない場合
5. 当社はいかなる事由であっても30日間の事前通知をすることにより、一切の責任を負うことなく契約を終了する権利を有します。
6. 契約者・利用者が当社の業務遂行に著しく支障をきたすと判断した場合、一切の責任を負うことなく当社に契約を終了する権利を有します。

第6条 【契約者による本契約の終了】

1. 本契約は、契約者が、本契約に関わる全てのレンタル機器を第14条の定めるところにより当社へ返却したときに終了します。
2. 契約者は返却すべきレンタル機器がない場合は、当社規定の解約手続きを行うことで本契約を終了することができます。

第7条 【当社による本件サービスの停止】

当社は、契約者によるサービス利用料金の債務履行が、当社の指定する支払期日（以下「支払期日」という）を経過しても確認できない場合に、支払期日の翌末日に利用回線の停止を行うことができます。契約者は、利用回線の使用中はもとより、停止中に発生する本契約のサービス利用料金や第10条の定めるキャンセル料金、第11条の定める弁済費用を当社に支払う義務を負います。

第8条 【契約内容の変更】

1. 現在契約しているプランよりも、月額基本使用料が安いプランへの変更を希望する場合、契約変更事務手数料 \$15 (+GST) を支払うことによってこれを可能とします。
2. 当社は、契約者の各種届出内容、契約内容の変更の依頼を、書面以外による正式な変更依頼として受け付けることができるものとします。

第9条 【本利用規約、サービス内容の変更】

当社は、当社が本規約及び本件サービスの内容を変更することが必要と認める場合、契約者によって指定された電子メールアドレスに電子メールを送ることにより、または当社のホームページ（http://www.nittel.net/au/）にて周知を行うことで、変更を可能とします。

第10条 【キャンセル料金】

本契約の終了日または本件サービスの停止日が、本契約が定める利用最低期間満了日以前の場合、当社はその残存契約日数に応じ、キャンセル料金（携帯電話サービス：\$1.00(+GST)/日）を契約者に対し請求できるものとします。

第11条 【弁済費用】

契約者若しくは利用者の過失、または機器の盗難などにより、本契約に関わる全て、または一部のレンタル機器に損害が生じた場合、契約者は、当社が定める弁済費用を支払う義務を負います。（以下を参照）(*）機器によって弁済額は異なります。

携帯電話機	充電器	SIM カード	故障・破損の修理費用
\$10 ~ \$300 程度 (+GST) (*)	\$30 (+GST)	\$50 (+GST)	実費 (+GST)

第12条 【機器の引渡し、不調】

1. 契約者は、全ての機器が引渡し日（郵送受取の場合は、当社発送予告日より7日以内とする）に良好な形で受け取られたことを確認します。万が一、異常を確認した場合、または、引渡し予定日に機器の受け取りが行われなかった場合には、迅速に当社に連絡をするものとします。
2. レンタル機器の不調の原因が、強い衝撃や液体の混入によるなど利用者の過失によるものと判断された場合、契約者は、第11条の定める弁済費用を支払う義務を負います。但し、当社への連絡がサービスご利用開始日より7日間以内で、且つ、利用者の明白な過失が認められない場合は、当社は契約者に修理代や弁済費用を請求しません。
3. 契約者が当社より機器を購入し、購入後7日以内に当社から購入した機器にあきらかな初期不良があると当社が認める場合は、当社は、無償で機器の交換または修理を行うものとします。初期不良交換期間を過ぎて故障と思われる症状が発生した場合は、購入後1年以内は無償で、それ以降は実費での有償で修理に応じるものとします。無料プレゼントの機器は、最低契約期間が1年未満の場合は、最低契約期間内での保障期間となります。但し、機器の不具合の原因が利用者の過失に起因するものと当社が判断する場合は、無償交換または修理保証の対象外とします。
4. 当社が代替機器を提供する際、提供する機器が利用者の使用している機器と同様、または希望する機器とならない場合があることを利用者は確認します。

第13条 【レンタル機器の盗難、紛失、破損、故障】

契約期間中にレンタル機器の盗難、紛失、破損、故障等の事故が発生した場合には、契約者は、速やかに当社の盗難・紛失時緊急連絡先へ電話にてその旨を通知する義務があり、当社の指示のもとに必要な手続きの一切を行うものとします。また、契約者は、当社が通知を受けるまでに第三者の不正使用などによって発生しうる全てのサービス利用料金を当社に支払う義務を負います。さらに、損害を被ったレンタル機器に対し、第11条の定める弁済費用を支払う義務を負います。

第14条 【レンタル機器等の返却】

1. 利用者は、当社が提供した全てのレンタル機器一式を、引き渡し時の状態と比較して機能的に良好であると当社が妥当に判断する状態で返却するものとします。万一、当社が機器を受領した時点で破損を発見または、機能的に良好な状態でないと当社が判断する場合、当社は第11条の定める弁済費用を契約者に請求できます。
2. 当社の店舗での返却以外を希望する場合は、利用者は事前に当社へ通知を行った上で、当社の指定する方法によって返却を行うものとします。契約者は、店舗での返却以外の方法による返却が発生する一切の費用を負担する義務があります。

第15条 【料金の支払い】

1. 契約者は、サービス利用料金を支払期日までに当社が指定する支払方法（クレジットカード、銀行口座自動振替、インターネットバンキング (B-pay)、EFTPOS、小切手）によって、当社へ、または当社が指定する代金回収業者（以下「代金回収業者」という）を通じて支払うものとします。
2. サービス利用料金の支払を銀行口座自動振替によって行う場合は、契約者は、代金回収業者が当社に代わって代金を徴収する権限を有することを承認し、別途 Direct Debit Request（銀行口座自動振替依頼書）上にサービス利用料金の徴収に必要な情報を提示し、これに署名を行います。

3. 当社は、毎月の通話料金の決済に対し、決済手数料 \$1.00 (+GST) を請求できるものとします。
4. インターネットを通じて行われた契約の場合、提出するクレジットカードの署名がなくとも、「承認する」を選択する行為が署名と同等の意味を持ち、当社は本契約で定められるところにより、該当クレジットカードを通じた支払いを請求できるものとします。
5. 当社は、契約者の提示するクレジットカード情報を債務不履行の際の保証として保有し、支払期日までに契約者による債務履行が確認できなかった場合や、契約者の指定した支払方法が利用できない状況にあった場合は、契約者の承諾を得ることなくクレジットカードよりサービス利用料金の支払いを受ける権限を有します。
7. 契約者がクレジットカードまたは銀行口座自動振替による支払いを指定する場合は、引落としがかかる口座またはクレジットカードに、お支払いに十分な残高を保持していることを確認します。これを怠ったことにより契約者の利用する金融機関から契約者へ請求される手数料など全ての債務に対し、当社は一切の責任を負いません。
8. ご請求金額の確認は請求書が確定するまでは確認できないものとして、確定後の請求書を正式な請求金額とします。また、当社の請求金額と契約者 / 利用者の利用認識が異なったとしても契約者は当社から請求された金額を支払う義務を有します。

第16条 【遅滞料金】

当社は、契約者がその支払いが支払期日の経過後も確認できない場合、未払い分の20%を別途延滞料金として契約者に対して請求できるものとします。また、当社は支払期日以降の徴収にかかわる法的手続を含む一切の費用を、契約者に請求することができ、契約者は支払いの義務を負います。

第17条 【当社の責任及び免責事項】

1.《請求額の訂正》当社が、契約者に請求する各種サービス利用料金の請求額の誤りを認め、その請求金額が正規の額より少ない場合、当社は請求発生日から90日以内であれば、契約者にその差額を追加請求できるものとします。また、その請求金額が正規の額より多い場合、契約者にその旨を通知した上で、当社指定の方法で精算を行います。
2.《利用エリアについて》当社は、利用者が通信機器等を用いて音声通話、PC データ通信等のサービスを利用する際、サービスエリア内であっても通信サービスを利用することができないことにより利用者に損害が生じたも一切の責任を負わないものとし、利用者に対して月額基本料金やサービス利用料金の返金は減額を行わないものとします。
3.《個人情報の取り扱いについて》当社が属する Nittel グループ（以下「当社グループ」という）(http://www.nittel.net/) では、顧客へのサービス向上のため、グループ各社での個人情報と共有し、Nittel グループ代表者が個人情報管理の責任を負うものとします。また、契約者が本件サービスの利用の際に提示した個人情報において、関係法令と社会秩序を尊重、遵守し、その適正な取り扱いと保護に努めます。
4. 当社は機器の不調や修理などにより契約者のデータの消滅あるいは破損があっても一切の責任を負わないこととする。
5. 当社は第三者の提供によるサービスアプリケーションの動作についての保証、契約者のデータの消滅あるいは破損について一切の責任を負わないこととする。

第18条 【本件サービス利用上の注意事項】

1.《一般注意事項》利用者は、本件サービスの利用にあたり、本規約はもとより、当社が配布する全ての資料と、当社の案内する Web 上の情報（http://www.nittel.net/au/contract/）を確認するものとし、不本意な本件サービス利用料金が発生しないよう、細心の注意を払うものとします。
2.《本件サービスの譲渡の禁止》本件サービスを提供する全て、または一部のレンタル機器や利用者としての権利を、第三者に賃貸、譲渡、売買等することはできないものとします。
3.《MNP 番号ポータビリティの取り決め》本件サービスで提供する通信回線の保有の権利は当社グループに属しており、契約者は本件サービスで提供された通信回線の番号ポータビリティはできないものとします。
4.《通信機器に保存される情報について》契約者は、本件サービスを利用するにあたり、通信機器に記録された発信履歴やメールの内容、電話帳などの個人情報の保管、取り扱いに責任を負います。これららの情報の保存において、当社は一切の責任を負いません。
5.《SIM カードのセキュリティ》契約者は、当社の指示なく SIM カードのセキュリティの設定を変更できないものとします。設定の変更によって生じる SIM カードの破損に対し、関係法令と社会秩序を尊重、遵守し、その適正な取り扱いと保護に努めます。
6.《留守番電話の利用》契約者は、留守番電話の設定の際に発生する通話料金及び、留守番電話サービスの利用で発生した一切の通話料金をサービス利用料金として支払うものとします。
7.《国際ローミングの利用》利用者が使用した国際ローミングのサービス利用料金は、受信・発信をした国の通信会社との定める規約及び為替によって決まります。契約者は、オーストラリア/国外で通信機器の電源を入れ、国際ローミングを使用した際に発生する一切の料金の支払い義務を負います。

第19条 【適用する法律】

本契約はオーストラリア NSW 州法に準拠します。

※盗難・紛失時緊急連絡先 Western Australia州以外 0412-420-020 Western Australia州 0412-912-550